

公告第14号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月2日

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管理者 佐藤 一夫

1 入札に付する事項(業務)

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 業務の名称 | 新火葬場整備事業基本計画等策定業務委託 |
| (2) 委託場所 | 湯沢市字沼樋129番地 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和8年2月26日(木) |
| (4) 予定価格 | 有(事前公表は行わない) |
| (5) 最低制限価格 | 無 |

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札時において、本組合建設工事等入札参加者名簿登録要綱(平成31年告示第2号)第5条第1項に定める建設工事等入札参加資格者名簿中、土木関係建設コンサルタント業務の【都市計画】及び【廃棄物】の業務部門にそれぞれ登載されていること。
- (3) 令和元年度以降において、本件入札に付する業務と同種又は類似業務の履行実績を有すること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の提出期限の日から落札の決定の日までにおいて、本組合建設工事等入札参加者指名停止基準(平成31年訓令第6号)第2条第1項による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 社会保険に加入し、かつ、社会保険に滞納がない者であること。ただし、法令の規定により適用を除外されている者は、この限りでない。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、次により競争入札参加資格確認の申請を行うこと。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種又は類似業務の実績（様式第2号）

(2) 提出期限 令和7年6月9日（月）午後2時まで

(3) 提出先 〒012-0827

秋田県湯沢市表町三丁目3番14号

湯沢雄勝広域市町村圏組合 事業管理課事業管理班

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、送達の実事が確認できる方法（「書留」・「簡易書留」・「配達証明」・「レターパックプラス」）に限る。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(6) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において、入札参加を辞退することができる。この場合、入札辞退届（任意様式）を速やかに提出しなければならない。

なお、入札辞退届を提出したあと、当該届の撤回（同一入札案件に参加すること）はできないものとする。

また、入札日時に遅れた場合、本件入札を棄権したものとみなす。

4 設計図書等の閲覧

本件入札に係る仕様書及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）は、本組合ホームページに掲載する。

本組合ホームページ <http://www.yutopia.or.jp/~yokoiki>

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

湯沢市の規則を準用する規則（平成9年規則第5号）において準用する湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号。以下「財務規則」という。）第104条第1項第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

財務規則第123条の規定による。

6 質問及び回答

本件入札に関する質問がある場合は、書面で提出すること。

(1) 提出方法 件名を「新火葬場整備事業基本計画等策定業務に関する質問書」としたFAX又は電子メールで提出すること（様式任意）。

(2) 提出先 湯沢雄勝広域市町村圏組合 事業管理課事業管理班

FAX番号 0183-72-3821

E-mail jigyo@yukoiki.or.jp

- (3) 受付期間 令和7年6月11日（水） 午後3時まで
- (4) 回答 令和7年6月13日（金） 午後5時までに、本組合ホームページで公表する。

質問に対する回答は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

7 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和7年6月19日（木）午後1時30分
- (2) 入札場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎 2階講堂
- (3) 予定価格 事後公表とする。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 入札書の提出及び開札の方法等
 - ア 入札に参加する者（代理人を含む。）は、入札書（様式ア）を持参し提出するとともに、開札に立ち会うこと。なお、入札書は封入を要しない。
 - イ 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状（様式イ）を提出すること。
 - ウ 開札は、入札終了後、直ちに行う。
 - エ 入札執行回数は、2回とする。
 - オ 入札書の書き換え及び撤回はできない。
 - カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - キ 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、次に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
 - ア 初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせる。
 - イ 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ順位を決定する。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれかにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2人以上である場合は、(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 管理者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。この場合において、入札執行者は口頭により通知することができる。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（湯沢雄勝広域市町村圏組合の休日を定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、管理者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して苦情の申立を行うことができる。

9 入札の無効

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者の入札

(6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、又は金額を訂正した入札

(8) 委任状を提出しない代理人のした入札

(9) 記名押印を欠く入札

(10) 入札書において、記載されている入札日の日付が入札公告に示す入札執行日の日付と異なる又は日付の記載がない場合

(11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(12) 開札から落札決定までの間に、入札参加資格要件を満たさないことが確認された者のした入札

(13) 上記に定めるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反すると認められる入札

10 落札決定後の手続等

落札者は、落札決定後 7 日以内に、本組合との間に契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることができる。
- (3) 履行期間は、諸事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告の 2 に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、管理者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、財務規則その他入札に関する規定による。

事務局長	課長	班長	班員	検算	設計
<p style="text-align: center;">業 務 名</p> <p style="text-align: center;">新火葬場整備事業基本計画等策定業務委託</p> <p style="text-align: right;">金抜き設計書</p>					
<p>業 務 番 号 R07広事業第4号</p> <p>業 務 場 所 湯沢市字沼樋129番地</p>					
仕 様 概 要					
<p>業 務 内 容 湯沢火葬場の更新整備事業に当たり、基本計画等の策定を委託するもの。</p> <p>履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年2月26日</p> <p>設 計 額</p>					

新火葬場整備事業基本計画等策定業務委託 設計書(金抜き)

	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	直接人件費					1(1)~(3)
(1)	基本計画策定業務		人工			
(2)	生活環境影響調査業務		人工			
(3)	現地調査業務		人工			
2	その他原価		式			
3	直接経費		式			
4	業務原価		式			1 ~ 3
5	一般管理費		式			
6	機材費、分析費		式			6(1)~(2)
	(1)機材費		式			
	(2)分析費		式			
	悪臭(22物質)	6.0	検体			
	悪臭(臭気指数)	6.0	検体			
7	計					4~6

新火葬場整備事業基本計画等策定業務

発注仕様書

令和7年6月

湯沢雄勝広域市町村圏組合

第1編 一般仕様書

第1章 総 則

第1節 業務の目的

湯沢火葬場は、昭和58年に建設されてから42年が経過し、施設・設備の老朽化に伴い住民ニーズに応えられなくなっている。

また、令和5年に行った湯沢火葬場整備方針検討業務により、20年以上が経過している炉体を更新するためには、設置スペースが不足することや改修工事中は火葬業務の停止が必要となることが明らかになった。

それらを踏まえ、新火葬場を建設する方針が確認されたことから、長期的かつ総合的視点にたって施設整備の基本的な方向を定めた基本計画の策定を行うものである。

第2節 業務の概要

1 業務の名称

新火葬場整備事業基本計画等策定業務委託

2 業務委託期間

契約締結日の翌日 ～ 令和8年2月26日

3 業務の場所

湯沢雄勝広域市町村圏組合

第2章 一般事項

第1節 仕様書の適用

本仕様書は、湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下『組合』という。）が計画する火葬場建設に伴う基本計画等策定業務（以下『本業務』という。）に適用するものとする。

第2節 業務の内容

本業務の内容及び範囲については、本仕様書「第1編 一般仕様書」及び「第2編 特記仕様書」によるものとする。

また、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、組合と協議・決定の上、受託者の責任において履行するものとする。

第3節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、下記事項を適用する他、関係する法令、条例、規則、細則、通知等を守らなければならない。

- ① 墓地、埋葬等に関する法律
- ② 都市計画法及び同法施行令
- ③ 建築基準法及び同法施行令
- ④ 電気設備技術基準
- ⑤ 内線規定（電気技術基準調査委員会編）
- ⑥ 消防法及び同法施行令
- ⑦ 大気汚染防止法及び同法施行令
- ⑧ 悪臭防止法及び同法施行令
- ⑨ 騒音規制法及び同法施行令
- ⑩ 振動規制法及び同法施行令
- ⑪ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行令
- ⑫ 労働安全衛生法及び同法施行令
- ⑬ 公害対策基本法
- ⑭ その他関係する法律等
- ⑮ 火葬場施設基準に関する研究

第4節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は受託者が行うものであるが、現在、組合が所有し、かつ、貸与でき得ると判断した資料については、貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、組合に提出し業務完了と共に返納するものとする。

第5節 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

第6節 関係諸機関との協議

受託者は、受託者及び組合が関係する関係諸機関との協議を必要とするとき、又は、協議を求められたときは誠意を持ってこれにあたるものとする。

第7節 議事録

受託者は、打合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、組合に提出するものとする。

第8節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、組合の承認を受けなければならない。

- ① 着手届
- ② 主任技術者届及び技術者届
- ③ 工程表
- ④ 納品書
- ⑤ 完了届
- ⑥ 請求書

第9節 主任技術者及び技術者

受託者は、本業務を遂行するにあたり、次に掲げる要件の技術者を選定し、原則下記以外の技術者の配置を認めないものとする。また、主任技術者・照査技術者・担当技術者は兼務できないものとする。

各々雇用継続期間6か月を超える受託者の職員（令和7年4月1日現在）であること。

① 主任技術者

技術士法に定める技術士（総合技術監理部門－建設部門）の資格を有するもの

② 照査技術者

技術士法に定める技術士（衛生工学－廃棄物関連）の資格を有するもの1名、技術士（機械部門）の資格を有するもの1名、第1種電気主任技術者の資格を有するもの1名

③ 担当技術者

一級建築士の資格を有し、火葬場施設に関する計画・設計・工事監理のいずれかの実務経験を有するもの

第10節 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、組合に照会し、組合の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

第11節 成果品の審査

受託者は、業務完了時に組合の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては、訂正しなければならない。

第12節 成果品の引渡し

成果品の検査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

ただし、業務を円滑に遂行する上で、組合が業務の実施及び完了時期を変更する場合がある。その際には、組合と打合せ及び協議の上、必要とする時期までに、成果品の一部または全部を遅滞なく作成し、納品するものとする。

第13節 成果品

受託者は、業務完了に際し成果品を次のとおり提出するものとする。

成果物の著作権及び所有権は組合に属するものとする。

① 火葬場整備基本計画書	10部
② 火葬場整備基本計画書 概要版	5部
③ 生活環境影響調査報告書	10部
④ 電子データ	一式
⑤ 本組合の指示する書類	一式

第2編 特記仕様書

第1章 新火葬場建設に伴う基本計画策定業務

本業務は、令和5年度に組合にて作成した湯沢火葬場整備方針検討報告書(以下、「検討報告書」という。)を元に、現状を把握したうえで、組合が計画する火葬場の施設計画を検討し、新火葬場建設の基本計画を策定するものである。

第1節 計画基本条件の整理

検討報告書を元に、組合及び周辺市町村の現況把握を行い、必要な資料の見直しを行う。

- ① 事業概要
 - ・事業名称・目的
 - ・事業予定地
 - ・事業期間
- ② 計画地概要
 - ・地理的特性
 - ・計画地の概要

第2節 計画条件の検討

検討報告書を元に、将来人口及び死亡率の予測の見直しを行い、火葬炉数の算定及び必要諸室等を検討すること。

- ① 将来予測
 - ・計画目標年次の設定
 - ・人口の予測推計
 - ・死亡率の予測推計
 - ・火葬件数の予測推計
- ② 施設利用予測
 - ・会葬者数
 - ・施設利用時間
 - ・車両台数（大型、普通車）
- ③ 必要炉数・主要諸室の設定
 - ・計画目標年次における予測人口
 - ・計画目標年次における予測死亡率
 - ・年間火葬取扱件数
 - ・1日平均火葬件数
 - ・1日集中火葬件数
 - ・火葬集中係数
 - ・必要火葬炉数の算出
 - ・主要諸室及び規模

第3節 建設候補地の選定にかかる推進協力

法的規制や社会環境、道路環境等の条件に基づき、候補地の課題等を整理したうえで、候補地の選定に向けた協力、支援、資料作成を行う。

また、将来的な改修工事や冬季の除雪等を考慮し、必要敷地面積の検討を行う。

候補地の決定に際し、必要な計画図等の作成が発生した場合は、作成するものとする。

第4節 公害防止基準の設定

本施設整備に当たり、周辺環境に影響を及ぼすと予想される大気汚染、悪臭、騒音等の環境保全対策について検討するとともに、組合と十分に協議したうえで公害防止基準（保証値）を設定する。

第5節 建築物等の計画

組合が計画している新火葬場建設計画の概要を取りまとめ、類似の事例等から施設配置計画基本図を作成する。

- ① 施設基本フローシート
- ② 全体配置図
- ③ 平面計画図
- ④ 動線計画図

第6節 概算事業費の算出

施設規模、建設条件等に応じ複数案での建設費及び維持管理費の算定を行う。

なお、算定に当たっては必要に応じ、火葬炉メーカー等からの見積徴取やヒアリング等を行うものとする。

第7節 都市計画決定に関する支援

本業務を進めるに当たり、必要となる許認可等（都市計画法等に基づく手続き、協議あるいは届出）について支援し、その書類の作成を行うとともに、必要に応じて許認可権者の関係官署に同行することとする。

第8節 事業運営管理方式の検討

施設運営維持管理の方式について、公営方式、民間方式（PFI等事業）、指定管理方式等で行う場合について検討を行う。検討に際しては周辺自治体の事例調査等を行い、本事業の特性を把握した上で、広くPPP（Public Private Partnerships）の観点から、どのような手法（公営方式、民間方式、指定管理方式等）が最も適しているか、メリット・デメリットを明確にしながら比較検討し、最適な整備手法について提案を行うこと。

第2章 新火葬場建設に伴う生活環境影響調査

生活環境影響調査は、組合が建設を予定する火葬場の稼働により、周辺的生活環境に及ぼす影響について予測・評価し、それらの結果を環境保全のための措置とあわせて明らかにするものであり、環境保全の見地から適正であるか否かの判断材料とするものである。

第1節 現況調査

基本的に既存の文献、資料等により解析するものとするが、環境影響評価を適正に行うために、補完的資料として施設建設候補地及びその周辺の環境の現況をさらに把握する目的から、現地調査を実施する。

現地調査の内容・頻度については、下記内容に基づいて行うこと。

調査事項	生活環境影響要因 生活環境調査項目	煙突から	施設排水	施設の稼働	施設からの	車両の走	
		の排出	の排出		悪臭漏洩	行	
大気環境	二酸化硫黄 (SO ₂)	●					
	二酸化窒素 (NO ₂)	●				●	
	浮遊粒子状物質 (SPM)	●				●	
	塩化水素 (HCL)	●					
	ダイオキシン類	●					
	騒音	騒音レベル			●		●
	振動	振動レベル			●		●
悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数 (臭気濃度)				●		

予定地	大気質	1 地点×7 日×2 季	※風向風速・気温・湿度
	騒音	1 地点×24 時間×2 日	(休日・平日)
	振動	1 地点×24 時間×2 日	(休日・平日)
	悪臭	2 地点×1 日×2 季	(風上・風下)
道路環境	大気質	1 地点×7 日×2 季	
	騒音	1 地点×12 時間×2 日	(休日・平日)
	振動	1 地点×12 時間×2 日	(休日・平日)
	交通量	1 地点×12 時間×2 日	(休日・平日)
周辺環境	悪臭	1 地点×1 日×2 季	(周辺民家付近)

第2節 環境影響要因の抽出

調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれのある要因及び地域を、自然的条件及び社会的条件を踏まえて調査事項ごとに設定する。

第3節 環境保全目標の設定

環境保全目標は、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響について客観的に判断すること。人の健康及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、各法令及び現況調査の結果に基づき、数値目標を設定する。数値目標の設定が難しい項目に関しては定性的目標を設定する。

第4節 予 測

施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響の予測にあたっては、各種のシミュレーションによる定量的予測や、文献資料等による定性的予測により行う。予測対象時期は、施設の稼働開始年次とする。

第5節 影響の評価

環境に及ぼす影響の評価は、生活環境影響項目ごとに予測結果を環境保全目標と比較して行うこと。なお、予測結果が環境保全目標を満足しない場合は対策を計画すること。

第6節 生活環境影響調査報告書の作成

前項までの検討結果や組合との協議に内容に基づき、生活環境影響調査報告書を作成すること。